

## 第2章 将来像の実現に向けて

### 基本目標 2

いつまでも健やかに

自分らしく暮らせるまちの実現

(健康分野)



### 目指す姿

- 健康に対する区民の関心が高まり、区民一人ひとりが、自らの健康の保持と増進を図ることで、住み慣れた地域においていきいきと生活しています。

### 施策の指標



### 現状と課題

○令和3年度「台東区民の意識調査」によると、新型コロナウイルス感染症の影響として、「旅行など外出することをためらってしまう」、「友達に会えないなどの交流機会の減少」と回答した人の割合は70%以上となっています。長期化するコロナ禍において、外出機会の減少により自宅で過ごす時間が増え、生活リズムの変化や乱れ、運動不足につながるなど、区民の健康への影響が危惧されています。

区では、区民が生涯にわたってより良い生活習慣を身に付けることを支援するため、保健師や歯科衛生士による健康学習を実施し、健康づくりなどに関する知識の普及啓発を行っています。引き続き、区民の主体的な健康づくりを推進するため、区民のニーズに合った健康に関する知識の普及啓発や環境整備を図っていく必要があります。

○台東区には、地域での健康づくりを推進するリーダーである健康推進委員が令和4年4月1日現在で172名おり、区民を対象とした健康学習会の開催や地域行事への参加を通して、区民一人ひとりの自主的な健康づくりを支援しています。

今後も健康推進委員の活動を継承し、地域での健康づくりを推進するため、若い世代にも健康推進委員の活動への参加を促すことで、次代における健康づくりを担う人材を育成する必要があります。

○地域全体が健康づくりに関心を持ち合える地域づくりを目指し、区民や地域団体が地域全体の健康課題について話し合う「地域座談会」や、各地域での取り組みを情報共有する



場である「交流会」を実施しており、今後も、課題解決のための事業を協働で行うことで、地域住民のつながりの強化を図る必要があります。

○高齢者が身近な場所において介護予防のための運動や交流などを行う通いの場の活動を支援しています。区民が住み慣れた地域において、いつまでもいきいきと元気であるために、気軽に集まることができる場づくりを継続して支援していく必要があります。

## 主な取り組み

### ①健康に関する知識の普及啓発

区民の健康づくりへの関心を高めるため、関係団体や民間事業者と連携して健康づくりに関する情報の提供を図ります。また、生活習慣病や転倒の予防など、様々なテーマによる健康学習の実施のほか、動画配信による情報発信等、区民の健康づくりへの意識の向上と知識の普及啓発を図ります。

### ②健康推進委員による健康づくり

幅広い年代の区民に健康推進委員の活動を周知し、次代の健康推進委員を育成するとともに、健康推進委員に様々な活躍の場を提供し、地域での区民の自主的な健康づくりを推進します。

### ③地域とのつながりの強化

健康に関する地域ごとの特徴を基に、地域の健康課題を区民や関係者で話し合う地域座談会や交流会を実施し、課題解決のための事業を区と地域の協働で行うことで、地域住民のつながりの強化を図ります。

### ④区民の自主的なグループへの支援

身近な地域において、介護予防のために運動や交流などを行う通いの場の活動を支援し、区民の主体的な介護予防の取り組みを広げるための地域づくりを行います。



健康推進委員によるウォーキング



目指す姿

●区民が食を通じた健康づくりを実践し、健康で豊かな生活を送っています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
1日2食以上、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている人の割合	68.4% (平成29年度)	80%
朝食欠食者の割合	小学4年生 4% 中学1年生 3.4% 30歳代 21.8% (平成29年度)	減少 減少 減少
栄養成分表示を参考にして いる人の割合	42.5% (平成29年度)	50%

現状と課題

○新型コロナウイルス感染症の流行は区民の生活様式に大きな影響を与えました。在宅時間が増加し、自宅での食事機会・時間が増えたことで、食生活を見直す機会にもなっており、家庭での食育の重要性が高まっています。

このような状況の中、国は、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定しました。

また、令和2年の台東区の65歳健康寿命<sup>\*</sup>は男性が81.84歳、女性が85.91歳と年々伸びてきているものの、依然として東京都の男性83.09歳、女性86.21歳を下回っています。食は、生涯を通じて健康づくりの基本となるものであり、健康寿命の延伸を図っていくためにも、区民の食生活を改善していくことが重要です。



そのため、区では、保育園や小学校、中学校等における栄養バランスのとれた給食の提供や区民への食に関する知識の普及啓発など、様々な食育を推進しています。

今後も、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージや多様なライフスタイルに対応し、生涯を通じた食育を推進するとともに、ICT等を活用して効果的な情報発信を行い、すべての世代において、食に関する意識を高める必要があります。

○食育の推進は、国が策定した「SDGsアクションプラン2022」の重点事項「健康長寿の達成」に位置付けられている重要な取り組みであり、健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠です。

区では、区立小中学校の給食に地場産物を導入し、食文化の継承に活用するとともに、区立幼稚園・保育園・こども園等では、食材に触れる体験を通して、食材への興味を持つ機会を提供するなど、各施設における食育活動への支援を行っています。また、食の安全安心の確保に向けて、事業者への適正な食品表示に関する指導などを行うほか、区民が適切に食品を選択できるよう、普及啓発に取り組んでいます。さらに、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロス削減の啓発に取り組み、区民や事業者のもったいない意識の醸成を図っています。

引き続き、食を支える環境を持続していくため、自然や地域の食文化などに関する児童・生徒等の理解を増進するとともに、食品ロスに関する普及啓発を促進していくことが必要です。

## ■ 主な取り組み

### ①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

乳幼児期から基礎的な食習慣を身に付けるため、講習会や個別相談を実施するほか、成人・高齢者に対しては、健診のデータを活用した栄養相談を行い、生活習慣病予防や低栄養防止を図るなど、それぞれの年代に応じた食育を推進します。また、健康寿命の延伸に向けて、栄養バランスのとれた食生活の普及啓発のほか、区内の給食施設を対象とした栄養管理の指導などにより、生活習慣病予防につながる食育を推進します。さらに、ICTを活用した効果的な情報発信や普及啓発を行います。

### ②食の循環や環境を意識した食育の推進

学校給食を通して食事の楽しさを伝えるとともに、食文化の継承と健全な食生活の実践を図るため、地産地消給食を実施します。また、区立幼稚園・保育園・こども園等では野菜の栽培や展示を行うほか、給食食材に触れる機会を計画的に取り入れるなど、様々な食育活動を通じて、食を営む力の基礎を培います。さらに、食の安全に関する知識を深めるための機会の提供を行い、区民の安全安心な食生活につなげます。加えて、パネル展示やリーフレットの配布等の啓発を通して、「もったいない」という意識を高め、食品ロスの削減を図ります。



目指す姿

- 区民自らが生活習慣病予防・改善に向けた主体的な取り組みを行うとともに、各種健康診断・保健指導を利用することで、糖尿病をはじめとする生活習慣病にかかる人が減少しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
総合健康診査受診率	43.5% (令和 3 年度末)	65%
特定保健指導実施率	8.1% (令和 3 年度末)	65%
メタボリックシンドローム 該当者・予備群の割合 (40～74 歳)	24% (平成 29 年度)	減少

現状と課題

○令和 3 年における区民の主要死因割合の 50%以上は、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患・肝疾患・腎不全・糖尿病をはじめとする生活習慣病となっており、区民が主体的に生活習慣病予防に取り組むため、引き続き正しい知識の普及啓発が必要です。

○区では、生活習慣病の早期発見及び予防を図るため、40歳以上の国民健康保険加入者などを対象とした総合健康診査のほか、歯科基本健康診査など、各種健診を行っています。

今後も、総合健康診査受診率の向上と健診受診者の生活習慣の改善につながる特定保健指導を推進し、区民の健康の保持増進を図る必要があります。

○区では、関係機関との糖尿病に係る地域連携を推進するとともに、予防に関する知識の普及啓発や生活習慣の改善に向け、総合健康診査のデータを活用した保健指導を実施しています。

糖尿病は初期には自覚症状が無く、発見の遅れや治療の中断につながるおそれがあるため、発症予防から重症化予防まで一貫した対策を継続していく必要があります。



○生活習慣病予防のためには、すべてのライフステージで食事や運動、睡眠など、生活習慣に注意することが大切です。そのため、区民が主体的に健康管理ができるよう、知識の普及啓発や健康相談、健康教育を実施しています。

今後も、生涯を通じて健康な生活を送るため、子供のうちから健康的な生活習慣を身に付けさせるとともに、女性に対しては身体的特徴を踏まえた効果的な予防対策を推進し、すべてのライフステージに合った生活習慣病予防の取り組みを行う必要があります。

## ■ 主な取り組み

### ①生活習慣病予防・改善に関する知識の普及啓発

区民が主体的に生活習慣病予防・改善に取り組むため、正しい知識の普及啓発を図るとともに、各種健康相談を実施します。

### ②各種健康診査の受診率向上

地域と連携した受診啓発を実施するなど、効果的な受診勧奨や普及啓発を継続的に行うことで、総合健康診査や歯科基本健康診査などの受診率向上を図ります。

### ③生活習慣の改善指導

総合健康診査の結果、自らの生活習慣を振り返り、改善していくことが必要と判定された方に対して、生活習慣病の予防を目的とした保健指導を行い、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少を図ります。

### ④糖尿病重症化予防

糖尿病の重症化を予防するため、総合健康診査のデータを活用した保健指導などを実施し、生活習慣の改善を図ります。また、糖尿病の発症予防や早期発見を図るため、正しい知識や情報について普及啓発を行います。

### ⑤対象者別の生活習慣病予防対策

子供の生活習慣病の早期発見に努めるとともに、生活習慣の見直しを図るため、小中学生を対象に生活習慣病予防健診を実施します。また、生涯のライフステージごとに様々な健康課題に直面する女性に対して、健康相談・健康教育などを通して心身両面での健康づくりを支援します。さらに、働き盛り世代の健診の受診率向上に取り組むとともに、食生活や運動を中心とした生活習慣改善のための普及啓発を行います。



目指す姿

●がんに関する正しい知識の普及啓発が進み、喫煙をはじめとする生活習慣改善に向けた意識が浸透するとともに、がん検診の受診率と質が向上することで、がん死亡率\*が低下しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
がん死亡率 男性 女性	86.0 66.2 (令和2年)	減少 減少
がん検診受診率* 胃がん 大腸がん 肺がん 子宮頸がん 乳がん	36.3% 46.6% 40.7% 49% 42.2% (平成29年度)	60% 60% 60% 60% 60%
精密検査受診率* 胃がん 大腸がん 肺がん 子宮頸がん 乳がん	93.1% 56.5% 72.9% 85.1% 91.1% (令和3年度)	90% 90% 90% 90% 90%

現状と課題

○がんは、生涯のうちに約二人に一人が罹患すると推計され、令和3年には全国で年間約38万人が亡くなるなど、すべての人にとって身近な病気です。台東区においても死亡原因の第1位であり、令和3年の主要死因のうち26%ががんによるものとなっています。

がんは、生活習慣の改善やウイルス感染を防ぐことで、予防できることが分かっており、正しい知識についての普及啓発を行うとともに、検診や罹患した際の治療など、引き



続き区民に積極的に情報提供を行っていく必要があります。

また、区では、がんの治療に伴う外見の変化に悩みを抱えている方に対し、心理的及び経済的な負担を一部軽減することで、がん患者が社会生活を送る上で生じる課題を乗り越えることを支援しています。今後がんを克服し生きる意欲の向上を図るため、がん患者に寄り添った取り組みを行っていく必要があります。

○区ではこれまでも、がんの早期発見・早期治療に向けて検診の継続的な受診勧奨に取り組むとともに、要精密検査と判定された方の検査結果を把握するなど、検診受診率や質の向上に努めています。

がん検診は、適切に実施することで効果が得られることから、検診の質を担保したうえで、効果的に受診勧奨を行い、引き続き受診率の向上を図っていく必要があります。

○たばこは、肺がんをはじめとする多くのがんと因果関係があると言われており、喫煙する本人だけでなく、受動喫煙により、たばこを吸わない周囲の人の健康にも悪影響を及ぼします。区では、望まない受動喫煙の防止を図るため、「健康増進法」や「東京都受動喫煙防止条例」に基づき、飲食店等への指導を実施するとともに、禁煙希望者への支援や、喫煙による健康被害に関する情報や知識の普及啓発を行っています。

今後も、区民が喫煙による健康への影響を理解し、適切な生活習慣を身に付けることができるよう、たばこに関する正しい知識を普及啓発していく必要があります。

## ■ 主な取り組み

### ①がん予防対策・がん患者支援の推進

がんの予防と早期発見・早期治療に向け、がんに関する正しい知識を普及啓発するとともに、がん患者やその家族への情報提供を図ります。また、がん患者に対しウィッグや胸部補整具の購入費等の助成を行い、社会生活を送る上で生じる課題を乗り越えることを支援します。

### ②がん検診の受診率向上、質の向上

医療機関と連携し、がん検診を受けやすい体制を整備するとともに、がん罹患した方の体験談を活用した効果的な受診勧奨を行うなど、受診率の向上を図ります。また、適宜検診結果を検診実施医療機関にフィードバックし、精度管理に努めることで、検診全体の質の向上を図ります。

### ③受動喫煙対策の推進

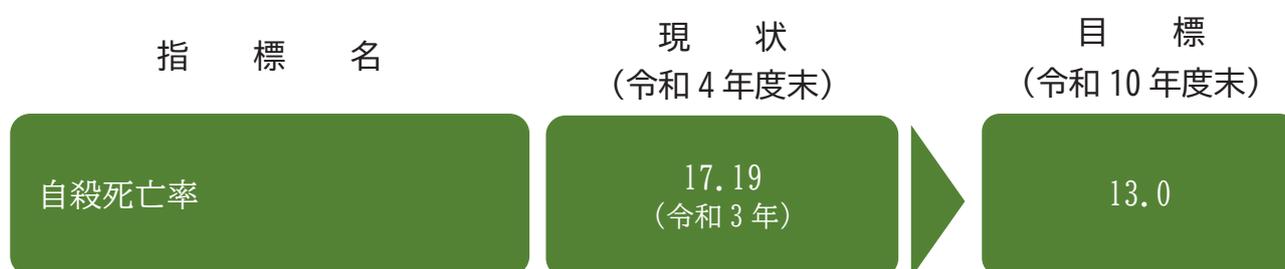
区内の飲食店や事業所などに対して、国や東京都の法令に基づく適切な受動喫煙対策について周知を図り、必要に応じて指導します。また、禁煙希望者に対する支援を行うとともに、啓発キャンペーンや区立小中学校において喫煙防止教育を実施するなど、更なる知識の普及啓発を図ります。



### 目指す姿

- こころの病気を抱える人やその家族が、必要に応じて関係機関に相談し、支援を受けることができます。
- 自殺予防に関する事前対応、危機対応、事後対応が図られ、自殺死亡率※が低下しています。

### 施策の指標



### 現状と課題

○平成29年には、全国の精神疾患の総患者数は419.3万人にのぼり、いわゆる5大疾患（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）の中で最も多い状況となっています。ストレスから精神的に不安になることで、過度な飲酒や薬物の使用、ギャンブルにのめり込んでしまうケースもあり、こころの健康を保つためには、一人で問題を抱えることなく適切に相談することが重要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染に対する不安や生活様式の変化など、区民が感じているストレスは多岐に渡り、精神保健に係る相談は複合的な要素をもつ事例が増加しています。

そのため、区では、保健師や専門医による健康相談を実施し、こころの健康づくりや薬物依存等への対応を行うとともに、発達障害等により生きづらさを抱える方に対して、医師や心理相談員による個別相談を開催し、適切な支援につなげています。

今後も、こころの問題等を抱える人やその家族が、必要な時に適切な相談を受けることができるよう相談支援体制の更なる充実や相談窓口の周知を図り、早期の社会復帰や自立を促進していく必要があります。

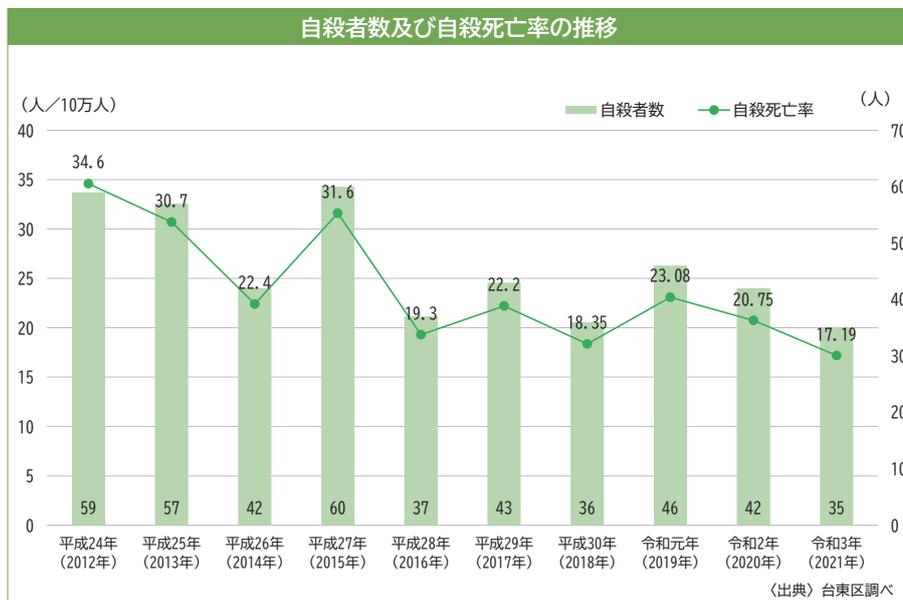
○令和3年の台東区における自殺死亡率は、17.19と平成29年の22.19から減少しているものの、国の16.59や東京都の16.45と比較すると依然として高い結果となっています。また、



全国の小中高生の自殺者数は令和2年に過去最大となるなど、若年層への対策も課題となっています。

区では、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成するとともに、若年層へ SNS を活用した効果的な普及啓発を行うなど、様々な自殺予防対策に取り組んでいます。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童・生徒のいじめや不登校、家庭の貧困や虐待などの諸問題に対応しています。

引き続き、高い自殺死亡率を低下させるため、相談支援体制の充実やゲートキーパーの育成を行っていくとともに、自殺のリスクが高い人や自殺未遂者等に対する支援を図る必要があります。



## 主な取り組み

### ①こころの健康づくりの充実

区民のこころの健康の保持増進を図るため、保健師や精神科医、心理相談員による面接相談や訪問指導等を実施し、適切な支援につなげます。また、出産前後の女性や家族に対しては、ゆりかご・たいとう面接や乳児家庭全戸訪問等により、支援の必要な家庭の早期発見と支援に努めます。さらに、精神保健についての知識の普及を図り、区民が必要とする時に適切な相談窓口につながるよう、更なる周知を行うとともに、台東区内外の関係機関との連携を深め、区民がより気軽に相談できる体制の充実を図ります。

### ②自殺予防対策

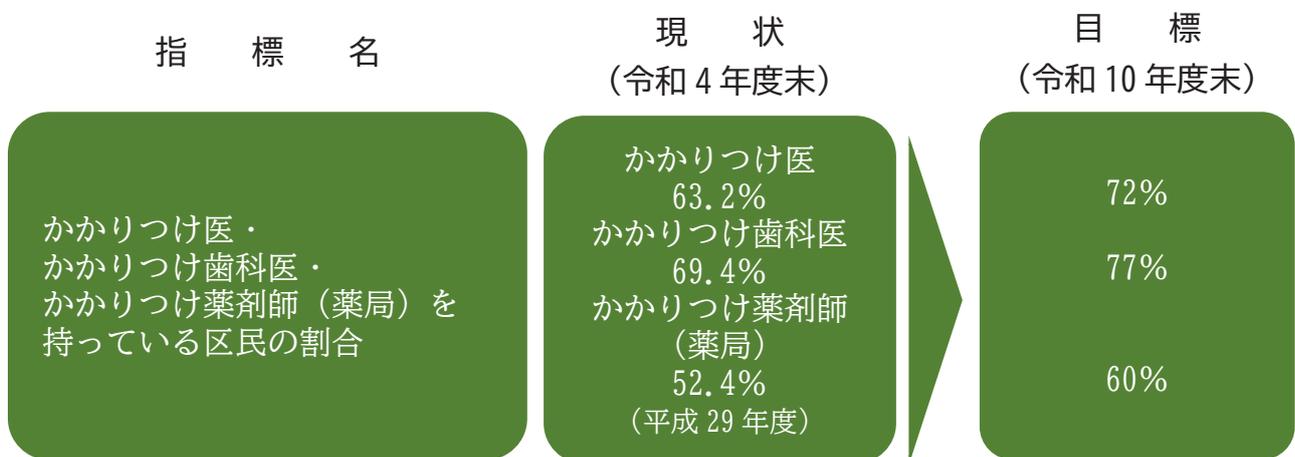
関係機関と連携して、自殺予防に関する情報提供や若年層への効果的な普及啓発を継続的に実施します。また、様々な悩みを抱えている方に対して適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、相談支援体制の充実を図ります。さらに、自殺未遂者に対しては、再度自殺行動を起こすことがないよう、医療機関や支援機関などと連携を図りながら支援を進めるほか、自死遺族に対しては、面談や訪問などを通じて、適切な支援を行います。



目指す姿

- 必要な時に適切な医療が受けられる体制が整備され、区民が安心して生活しています。
- 医療と介護の連携が一層推進され、区民の誰もが安心して在宅での療養生活を送ることができる環境が充実しています。

施策の指標



現状と課題

○区民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、地域医療体制を充実していくことが重要です。区では、高齢者医療への対応に重点を置いた区立台東病院の運営や、地域医療の拠点機能を担う中核病院である永寿総合病院と連携し、小児科・産科などの政策的医療の維持・充実を図るとともに、休日・夜間における救急医療体制を確保しています。

今後も、区民の命と健康を守るため、必要な医療を、誰もが、いつでも、安心して受けられる体制を整備・充実していくことが必要です。

○かかりつけ医は、区民が医療などについて相談できる身近な医療機関であり、コロナ禍においては、発熱時の相談等、その役割が重要視されています。区では、講演会などを通して普及啓発を行い、かかりつけ医の定着を図るとともに、医療機関の機能分担や連携を推進しています。

引き続き、限られた医療資源をより効果的・効率的に活用するため、医療機関相互の連携を一層推進していく必要があります。



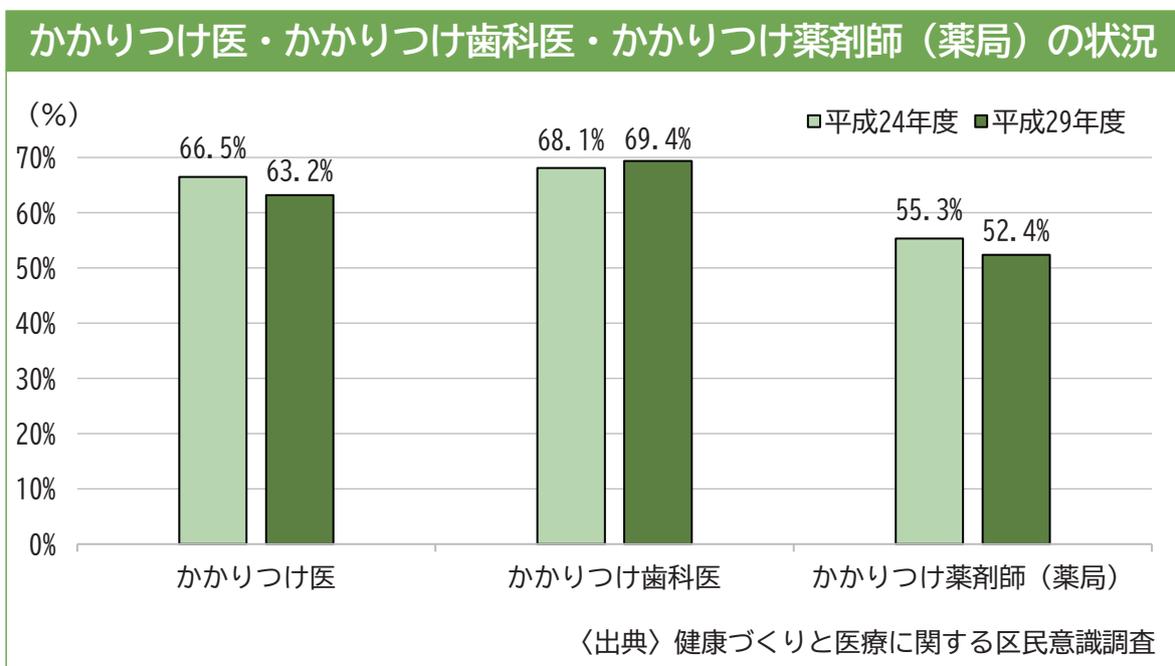
○区では、医療の質と安全の確保に向け、「患者の声相談窓口」において医療安全に関する相談・苦情に対応する取り組みを進めており、引き続き患者の医療に関する様々な悩みを医療機関へフィードバックし、医療安全につなげていくことが必要です。

○近年、全国的に大規模な自然災害が相次いでおり、災害時において迅速かつ的確な医療救護活動が行えるよう、医療救護体制の充実に取り組むことが重要です。区では、関係機関の協力のもと医療救護訓練の実施や発災後の初動体制の整備を進めています。

今後も、限られた人員や資源で救急医療救護所を運営できるよう、体制整備の推進に取り組んでいく必要があります。

○歯と口腔に関する健康づくりに向け、要介護高齢者を中心とした区民の口腔機能の向上を図っており、引き続き、訪問口腔ケアを実施するとともに、介護事業者と連携して口腔ケアの必要性を区民等へ広く周知していく必要があります。

○後期高齢者の増加に伴い、今後、在宅で医療や介護が必要となる区民の増加が見込まれています。区では、区立台東病院内で在宅療養支援窓口における相談対応を行うなど、在宅療養の推進に向けた取り組みを進めており、在宅療養の更なる推進に向けて、医療関係者・介護事業者などの多職種連携や区民の理解促進を一層図る必要があります。



## 主な取り組み

### ①区立台東病院・中核病院の機能の維持・充実

区立台東病院及び中核病院に求められる機能・役割について、区が設置する運営協議会で評価・検証するとともに、提案や意見を積極的に病院運営に活用していきます。

### ②かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進

区民が身近な地域で適切な医療サービスを受けられるよう、医療マップの作成や講演会の実施、イベントと連携した普及啓発を行うなど、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進を図ります。

### ③効果的・効率的な医療連携の推進

各医療機関の専門機能などの情報共有を図り、病院・診療所の機能分担や、効果的・効率的な医療連携を推進します。

### ④医療の質と安全の確保

病院や診療所に対する監視指導や、医療機関に関する患者の相談窓口の運営などにより、医療の質と安全の確保を図ります。

### ⑤救急医療体制の確保

日曜、祝日、年末年始等における初期救急医療体制の確保や、子育てへの不安の解消を図るため、平日の準夜間・休日における小児初期救急医療を継続的に実施します。

### ⑥災害時医療の充実

大規模災害時に速やかに医療救護活動が行われるよう、限られた人員・資源で緊急医療救護所を運営するためのマニュアルの整備や、関係機関と連携して医療救護訓練を実施するなど、災害時の医療体制整備を推進します。

### ⑦口腔ケアの推進

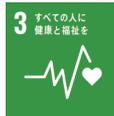
歯と口腔に関する相談対応や訪問口腔ケアを行うとともに、介護事業者などと連携して口腔ケアの普及啓発を行い、区民の歯と口腔の健康づくりを推進します。

### ⑧在宅療養の推進

病院から在宅療養への円滑な移行や、住み慣れた場所で安心して療養生活を継続できるよう、在宅療養支援窓口を中心とした相談対応を行うほか、急変時における区立台東病院での入院受け入れの充実に向けて検討を進めます。また、在宅療養の推進に向けて、啓発動画の配信やオンラインを活用した講演会など、更なる区民への普及啓発を行います。



区立台東病院



目指す姿

●感染症や食中毒の発生予防が推進されているとともに、新興感染症<sup>※</sup>等の健康危機が発生した際に、区民の生命と健康を守るため、迅速に対応できる体制が整備されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
感染症対応訓練実施回数	2回	3回
結核罹患率 <sup>※</sup>	18.3 (令和3年)	減少
食中毒発生割合 <sup>※</sup>	2.4%	減少

現状と課題

○新型コロナウイルス感染症等の新興感染症や結核、デング熱等の再興感染症<sup>※</sup>、大規模な食中毒など、区民の生命と健康を脅かす健康危機が発生した際には、迅速かつ的確な対応をとることが重要です。

区では、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策マニュアルの見直しに向けた検討や計画的な資器材の備蓄を行うなど、健康危機管理対策を進めています。また、医師会等関係機関との協議会や感染症の対応を踏まえた訓練など、平常時から関係機関との連携・情報共有を図っています。今後も、関係機関との連携を強化するとともに、「台東区業務継続計画」や対策マニュアルの適切な運用、実践的な訓練の継続的な実施など、更なる健康危機管理体制の強化を図っていく必要があります。

○結核は、国内における患者数が減少しており、「過去の病気」と認識されていますが、未だに年間1万人以上の新規患者が発生し、約2千人が命を落としている主要な感染症です。本区においては、高まん延国からの留学生を対象とした検診や、福祉施設職員などに向け



た結核に関する知識の普及啓発を行ってきました。

その結果、令和3年における結核罹患率は18.3と、平成29年の33.1から減少しているものの、国の9.2や都の10.2と比較すると依然として高い状況にあります。

今後も、罹患率の減少に向けて、早期発見・早期治療に向けた対策や、患者に対する治療完遂支援を進めていく必要があります。また、国は、結核罹患率の高い国の国籍を有する中長期在留者を対象とした入国前スクリーニングを推進していく方針で、動向を注視しながら対策を継続していく必要があります。

○令和3年6月から、原則すべての食品等事業者に「HACCP<sup>\*</sup>に沿った衛生管理」が義務化され、事業者自らが食品を扱う工程の中で、「どこ」で「何が危ないか」を考え、食品の安全を守るために重要な工程を集中的に管理していくことが重要です。

また、区内の食中毒の発生割合は、「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設へ効果的な監視指導を行っていることで減少しているものの、肉の加熱不十分によるカンピロバクター食中毒や感染した従業員の手洗い不足によるノロウイルス食中毒、寄生虫による食中毒が区内で発生しています。

そのため、食中毒の発生予防をはじめとする食の安全確保に向けて、引き続き計画的・効果的な監視指導を行うとともに、HACCP制度の周知や技術的な支援、食の安全に係る情報提供等、区民・事業者の食品衛生意識の更なる向上を図っていく必要があります。

## ■ 主な取り組み

### ① 新興感染症等健康危機に備えた体制の強化

新型コロナウイルス感染症等の新興感染症や大規模食中毒などの健康危機が発生した際、迅速かつ的確な対応がとれるよう「台東区業務継続計画」や対策マニュアルを適切に運用するとともに、資器材の備蓄を計画的に行います。また、関係機関との協議会の開催や新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた訓練の実施を通して、平常時から関係機関との連携や情報共有を図り、健康危機管理体制を強化します。

### ② 結核対策

結核罹患率の減少に向けて、発症リスクの高い高齢者への受診勧奨や検診機会の少ない方を対象に継続的に検診を実施するとともに、患者に対しては治療の完遂を目指し、服薬支援を行います。また、発病により周囲に感染させるおそれの高い教職員や社会福祉施設などの従事者に対し、知識の普及啓発を図ります。

### ③ 食の安全確保

飲食に起因する衛生上の危機の発生を防止するため、食中毒の発生状況や発生時期などを考慮した効果的な監視指導を実施します。また、事業者の自主的な衛生管理に向けてHACCP制度の周知や技術的な支援を行い、食品取扱施設の衛生水準の底上げを図ります。

さらに、区民・事業者へ講習会や意見交換会、動画配信などを通して食に関する情報提供を行うことで、食品衛生意識の更なる向上を図ります。



### 目指す姿

- 区民の生活環境が向上するとともに、人と動物との共生が図られ、区民が健康で快適に生活しています。

### 施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
室内環境診断件数	年31件	年40件
愛護動物 <sup>*</sup> に関する苦情件数	年44件	減少

### 現状と課題

○健康で快適な居住環境のもと暮らしていくことは、区民の生活の質を高める大切な要件です。区では、新築の集合住宅などにおける環境衛生向上のため、建築確認申請前における換気設備、給排水設備等の事前協議を実施するとともに、既存住宅については、室内のカビ・結露・ダニアレルゲンや飲料水など、住まいの室内環境に関する相談や、室内環境診断を行っており、相談件数は平成29年度の226件から、令和3年度は262件と増加しています。

今後も、区民の生活環境の更なる向上に向けて、相談体制を充実する必要があります。

○台東区における犬の登録頭数は増加傾向にあり、令和3年度末で7,092頭と最も多くなっています。区では犬の登録と狂犬病予防注射接種の徹底を図るとともに、犬の適正管理を推進するため「犬のしつけ教室」を開催しています。また、飼い主のいない猫を巡るトラブルを防止するため、地域猫活動に取り組む区民や町会に不妊去勢手術費用を助成しています。

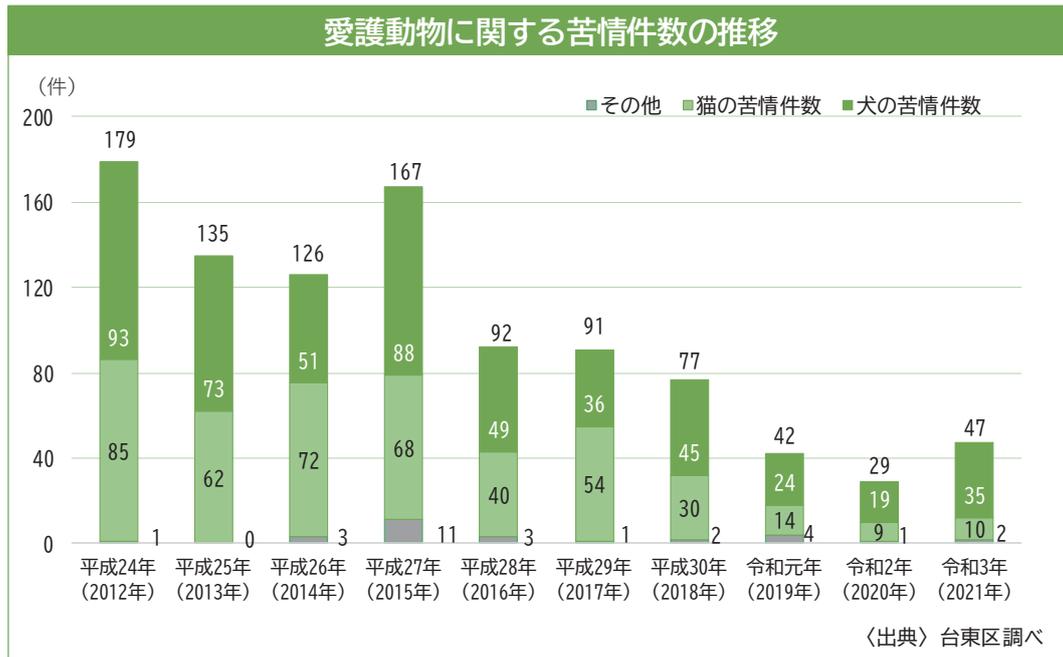
さらに、近年は飼い主の高齢化等に伴い、ペットを飼うことが困難になったという相談の増加や、多頭飼育となっている事例が発生しています。区では、保護譲渡団体の活動の支援や相談窓口を設置し、飼い主の負担を軽減するとともに、ペットの遺棄や殺処分の防止を図っています。



今後も、地域の動物愛護と適正管理を推進し、人と動物との共生を図ることで、地域で快適に暮らしていける環境を確保していく必要があります。

○区には、日頃から食品・住まい・ペット等、生活衛生に関連した多様な相談が寄せられており、現場確認や事業者への指導等、実情に合わせた対応を行っています。

引き続き、区民が健康で快適な生活環境のもとで暮らしていけるよう努めていくとともに、生活衛生向上のため、区民や事業者に対し普及啓発を行っていく必要があります。



## ■ 主な取り組み

### ① 住居衛生の向上

快適な居住環境を確保するため、新築の集合住宅などにおける事前協議による指導を引き続き実施します。また、既存住宅における室内環境相談や、区民のニーズに沿った室内環境診断を継続して実施するとともに、ダニアレルギーの影響を受けやすい乳幼児がいる家庭を中心に普及啓発を行います。

### ② 適正飼養と動物愛護の推進

人と動物との共生を図るため、犬の登録と狂犬病予防注射接種の徹底を図るとともに、犬のしつけ教室による適正管理や、飼い主のいない猫への対策を推進します。また、保護譲渡団体等の関係機関と連携し、飼養放棄されたペットの遺棄や殺処分数の削減を図ります。

### ③ 生活衛生向上のための普及啓発の推進

区民生活の基盤となる健康で快適な生活環境を確保するとともに、生活衛生に係る相談に的確に対応するため、食品衛生、住居衛生、動物愛護管理等の生活衛生の各分野に関して、区民や事業者が必要とする情報の発信や普及啓発を推進します。



## 第2章 将来像の実現に向けて

### 基本目標2

いつまでも健やかに  
自分らしく暮らせるまちの実現  
(福祉分野)



目指す姿

●区民の複合的な課題に対応する支援体制が構築されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
支援が必要となった時に、頼れる人や相談先がある区民の割合	—	増加

現状と課題

○少子高齢化や核家族化の進行、地域住民相互のつながりの希薄化などにより、8050問題<sup>※</sup>や社会的孤立、ダブルケア<sup>※</sup>、ヤングケアラー<sup>※</sup>など、複合的な課題が生じています。区内のケアマネジャーや社会福祉士、保健師等を対象に実施した、令和4年度「地域福祉計画の策定に向けた専門職アンケート調査」においても、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事例が報告されています。複合的な課題を抱える個人や世帯を、適切な相談や支援につなげる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

○区では、令和5年3月に策定した「台東区地域福祉計画」において、区民や事業者、関係機関などの多様な主体が連携・協働して地域全体で地域福祉を推進していくための方向性をまとめました。行政サービスだけでは解決が難しい課題に対応するために、地域の多様な主体と連携・協働し、取り組みを一層進めていく必要があります。

○福祉サービスの利用促進に向けて、窓口や電話での相談対応に加え、オンラインなど多様な媒体・手段を活用した相談機会の確保を図っています。また、広報誌やホームページ、SNS等の様々な手段を活用して、情報発信を行うほか、デジタル・ディバイド<sup>※</sup>の解消に向けた取り組みとして、民生委員や高齢者等を対象としたスマートフォン講座を実施しています。

誰もが必要な情報を容易に入手し、利用できる環境づくりをさらに充実させていくことも課題となっており、多様な媒体を活用した情報提供とともに、情報格差の解消などにも取り組んでいく必要があります。



## 主な取り組み

### ①包摂的な支援の仕組みづくり

複合的な課題に対応していくために、公的な制度や仕組みを活かしながら、社会福祉協議会など関係機関との連携を充実させて、支援が必要な人を包み込むように解決を目指す支援の仕組みづくりに取り組みます。

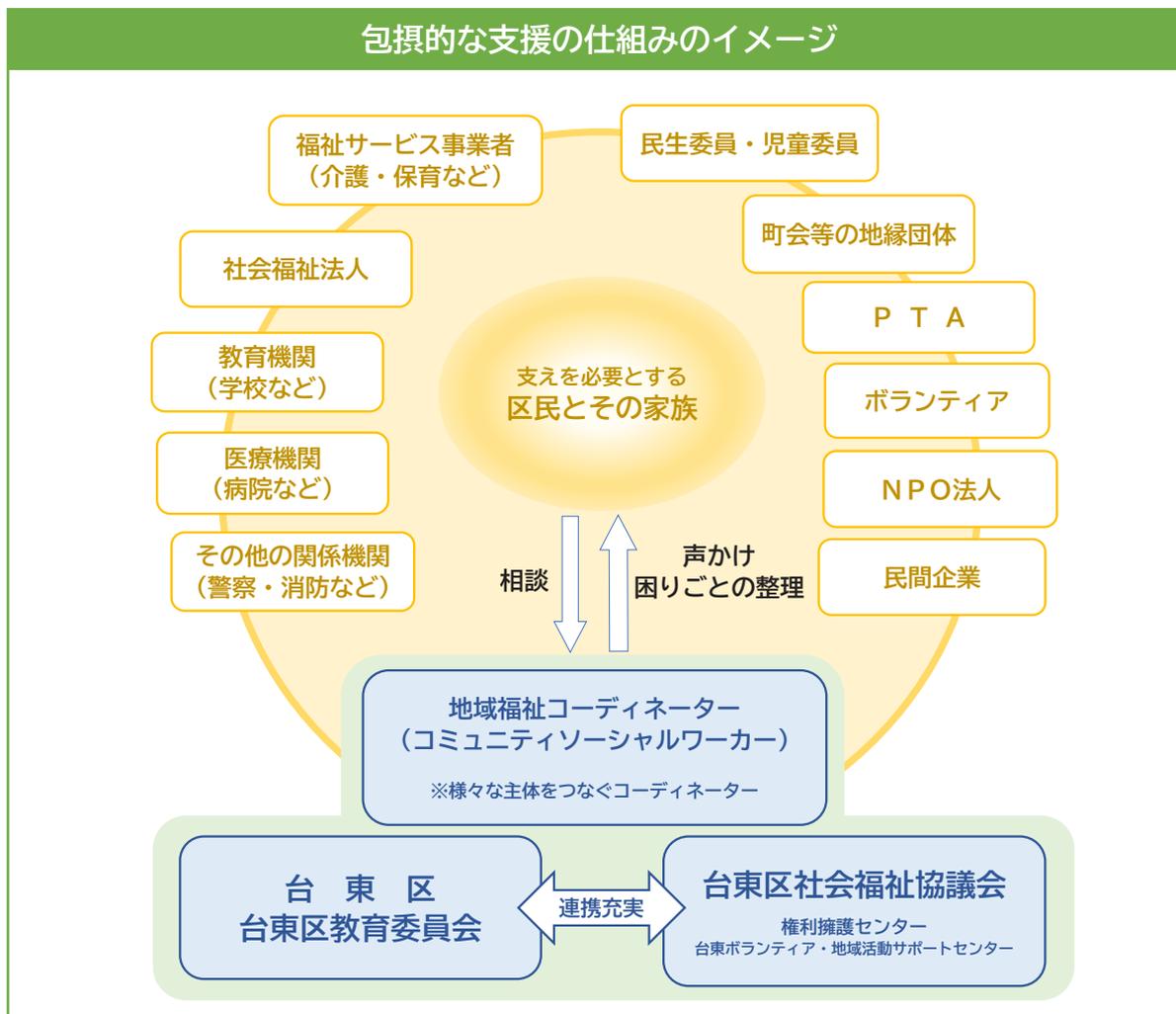
また、仕組みづくりに向け「重層的支援体制整備事業<sup>※</sup>」の活用を検討します。

### ②多様な主体との連携・協働の推進

区民の様々な課題に対して、区と多様な主体との協働を推進するとともに、社会福祉協議会を中心とした社会福祉法人の法人間連携や、区民や町会、NPO、ボランティア団体、企業など、多様な主体同士の連携・協働を推進します。

### ③福祉サービスの利用促進

支援を必要とする方に情報を届け、適切な支援につなげられるよう、相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連携したアウトリーチ活動を推進します。また、多様な媒体を通じた誰にも分かりやすい情報発信やデジタル・ディバイド解消に向けた取り組みなど、必要な情報を容易に入手・利用できるよう取り組みを推進します。





目指す姿

- 高齢者が健康で自立した生活を営み、地域の一員として様々な世代と交流し、知識や経験を活かして生きがいを持って生活しています。
- 介護予防の重要性の認識が高まり、地域において自主的に介護予防に取り組むことにより、65歳健康寿命\*の延伸が図られています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
地域活動などへの参加割合	35.5%	増加
65歳健康寿命（要介護2以上）	男性 81.84歳 女性 85.91歳 (令和2年度)	男性 82.37歳 女性 86.41歳

現状と課題

○令和3年度に国が実施した「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」によると、身近な地域での居場所や役割、友人や仲間とのつながりを持っている人、仕事や社会活動への参加等をしている人は、そうではない人に比べて、生きがいを「十分感じている」との回答割合が高くなっています。

高齢者が健康で生きがいをもって生活できるよう、区では、関係機関と連携を図りながら就業の相談や情報提供を行うとともに、高齢者向けの就職セミナーの開催等を行っています。また、絵画や書道などの作品を発表する機会や、年齢を問わない学習機会等を提供するとともに、高齢者がデジタル社会に取り残されることなく社会参加を進められるよう、スマートフォン講座等を実施しています。

引き続き、高齢者が知識や経験を活かし、就業や社会参加、様々な交流の機会が得られるよう、高齢者が活躍できる環境をつくる必要があります。

○区では、高齢者がいつまでも健康な生活を送ることができるよう、介護予防・フレイル\*<sup>※</sup>予防の普及啓発や住民主体の取り組みの推進等を行っています。また、新型コロナウイルス



ス感染症の流行による外出制限など、様々な活動が制限された経験から、自宅でも気軽に取り組める介護予防として体操 DVD の配布や動画配信等を実施するとともに、感染症流行下で一時中断した通いの場の再開・推進に向けて、活動支援をしています。

さらに、健診や医療、介護に関するデータ等を活用して、フレイルリスクの高い高齢者への個別支援や、高齢者の集まり等でフレイル予防の普及啓発や運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談の取り組み等を進めており、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向け、より効果的な事業展開を検討しています。

従来の対面を前提とした事業や活動に加え、ICTを活用した事業展開等を検討し、誰もが、自身の健康保持や介護予防への意識を持ち、積極的・自主的に介護予防に取り組んでいくことが求められています。

## ■ 主な取り組み

### ① 高齢者の生きがいづくり

培ってきた知識や経験、意欲を活かすことができる活動や就業を支援するとともに、様々な活動の場や学習の機会を提供し、社会参加を促進します。

### ② 介護予防・フレイル予防の充実

介護予防・フレイル予防に関する知識の普及啓発を図り、社会参加の機会を提供するとともに、高齢者が自主的に介護予防に取り組むきっかけづくりや、地域とのつながりの中で主体的に活動する通いの場を支援し、地域での介護予防の取り組みを推進します。



かがやき長寿ひろば入谷（ウクレレ教室）の様子



### 目指す姿

- 高齢者を地域全体で見守り支え合う環境が充実し、支援が必要な高齢者に、医療・介護サービスが切れ目なく提供され、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

### 施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
介護保険サービス利用の満足度	78.3%	79%
認知症サポーター養成人数	500人	年500人

### 現状と課題

○台東区の65歳以上の高齢者人口は、令和4年4月1日現在で4万5,400人であり、高齢化率は約22.2%となっています。今後、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者も増えることが予測されます。

区では、高齢者総合相談や身近な窓口である地域包括支援センター等において、高齢者の生活を支えるとともに、地域で見守る仕組みづくりや、ボランティアが日常生活の手助けを行うはつらつサービス等を実施しています。また、高齢者の支援体制の充実に向けて、地域ケア会議等により多職種・多機関の連携を強化するとともに、たいとう地域包括ケア推進協議会の取り組みを支援しています。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、切れ目のない支援や多様な主体によるサービス提供の充実などにより、地域包括ケアシステムを推進する必要があります。

○区では、区立特別養護老人ホームの居住環境向上や共生型のサービス※をはじめとする福祉サービス充実のため、(仮称)竜泉二丁目福祉施設の整備を進めています。また、介護人材のキャリアアップの支援や、ハローワーク等の関係機関と連携した就職フェアを実施しています。将来の需要を見込んで、質の高い介護サービスを安定的に提供できる環境づくりが求められているとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)を見据えた介護人材の確保が喫緊の課題です。

○区における令和元年の65歳以上の要介護認定者のうち、何らかの認知症の症状がある方は7,643人で、高齢者人口に占める割合は16.6%となっています。区では、正しい知識の普及啓発や、認知症の早期発見・早期支援、本人や家族の相談等を実施しており、今後も「共生」と「予防」を両輪とした取り組みを推進する必要があります。



○区では、在宅医療を希望する高齢者やその家族が安心して療養生活を送れるよう、在宅療養支援窓口での相談を通じて、多職種連携を図り、在宅療養を支援しており、引き続き、在宅療養支援の充実や、医療・介護連携を図っていく必要があります。

○区では、高齢者が安全に暮らすことができるよう住宅の改修やバリアフリー化の支援、高齢者住宅（シルバーピア）の供給、住み替え支援等の取り組みを実施しており、今後も、安心して生活できる居住環境の整備に継続して取り組む必要があります。

## ■ 主な取り組み

### ① 高齢者の総合的な相談・支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりに寄り添った相談・支援を実施します。また、地域ケア会議等により、多職種・多機関による地域ネットワークの強化を図ります。

### ② 高齢者地域見守りネットワークの拡充

関係協力機関等と連携して、ひとり暮らし等高齢者を対象とした声掛けや見守りを行うとともに、見守りサポーターを養成し、地域における見守り体制の充実を図ります。

### ③ 多様な生活支援サービスの提供

ボランティアや民間企業など多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。

### ④ 介護サービス基盤の充実

区内の介護サービスが適切に提供されるよう、民間事業者との役割と機能の適切な分担を行いながら、高齢者人口の動向を踏まえた施設誘致を進めるなど、提供基盤の充実を図ります。

### ⑤ 介護人材の確保・育成・定着支援

多様な人材の参入促進や資質の向上、人材の定着に向けて、介護職等就職フェアの開催や、資格取得に要する研修受講費用の助成、事業者向けの研修など、多様で効果的な取り組みをより一層促進します。

### ⑥ 認知症高齢者の支援体制の強化

認知症カフェの実施や認知症サポーターの養成及び活躍の場の拡大、認知症に関する普及啓発を行うなど、認知症高齢者やその家族が地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援します。

### ⑦ 在宅療養の推進

在宅療養支援窓口を中心とした相談や区民への普及啓発を実施するとともに、多職種間での情報連携によって医療・介護の連携を強化し、在宅療養を推進します。

### ⑧ 高齢者の居住の安定確保

在宅での生活を継続するための住宅改修やバリアフリー化などを進めるとともに、高齢者住宅（シルバーピア）の供給を図ります。



目指す姿

●障害者が、一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、自らの暮らし方を選択し、住み慣れた地域で安心して充実した暮らしをしています。

施策の指標



現状と課題

○令和 3 年 5 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部が改正され、事業者による障害者への合理的配慮<sup>\*</sup>の提供について、努力義務から義務へと改められました。令和 4 年度「台東区障害者実態調査」においても、地域で安心して暮らすために重要と思う施策として「障害に対する理解の促進」が最も高くなっており、引き続き、障害者差別解消法で求められる取り組みやその考え方を、幅広く社会に浸透させ、共生社会の実現に向け社会全体の取り組みとして進める必要があります。

区では、令和 2 年 4 月に障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現をより一層推進するため「台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」を施行し、手話言語の普及啓発や遠隔手話通訳サービス、図書等の宅配サービス等を実施しています。

令和 4 年 5 月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、情報アクセシビリティ<sup>\*</sup>の向上と意思疎通支援の充実といった方向性が示されており、障害に対する理解促進・普及啓発を一層推進する必要があります。

○台東区の障害者手帳所持者数は、令和 4 年 3 月末現在、身体障害者が 6,219 人、知的障害者が 1,016 人、精神障害者が 1,996 人であり、難病医療費等助成受給者数は、令和 3 年度 2,582 人で増加傾向にあります。

区では、障害者施策の中核を担ってきた松が谷福祉会館について、今後のニーズにあわせて、新たに整備する（仮称）北上野二丁目福祉施設にその機能を引き継ぐとともに、更なる機能充実に向けた検討を重ねています。また、障害者の高齢化を見据えて、共生型のサービス<sup>\*</sup>を提供する（仮称）竜泉二丁目福祉施設の整備を進めています。引き続き、障害の状況や生活環境など一人ひとりに寄り添った支援を行うため、適切な相談支援体制と障害者や家族を支えるサービス提供体制を整備するとともに、「親亡き後」や高齢化する障害者と



見守る家族が、将来を安心して暮らせる社会づくりが求められています。

○区では、質の高い安定的な障害福祉サービスの提供に向けて、資格取得のための助成や、就労希望者と事業者のマッチングを図る介護職等就職フェアの開催、ヘルパー養成等、多様な担い手の育成に取り組んでおり、引き続き人材の育成・充実に努めます。

○近年、医療技術の進歩を背景に医療的ケアを必要とする児童が増加しており、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職の防止に資するよう取り組むことを、自治体の責務としました。

区では、在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等をケアする家族の休息及び就労支援を目的として、看護師を自宅等に派遣する事業を実施しています。また、保健、医療、教育機関等との連携を深めるとともに、医療的ケア児等コーディネーター設置の検討を進めています。引き続き、個々の状況に応じて切れ目なく支援するとともに、きめ細かな相談やレスパイト事業等を通じた家族の支援を行う必要があります。

○精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者一人ひとりの困りごと等に寄り添うとともに、本人の意思が尊重されるよう情報提供やマネジメントを行い、適切な支援につなげる必要があります。

## ■ 主な取り組み

### ① 障害への理解促進

講習会の開催等により、障害に対する理解促進・差別解消の推進を図るとともに、円滑に意思疎通を図ることができる環境づくりを進めます。

### ② 障害者の相談支援体制の充実

基幹相談支援センターが地域の相談支援の中核的な役割を担い、区内の相談支援事業者に対する後方支援を行うなど、地域全体の相談支援体制の充実に努めます。

### ③ サービス提供体制の整備

障害者が地域で安心して充実した暮らしができるよう、グループホームや生活介護施設等について、民間事業者への整備費助成に加えて、区有施設を活用した整備を進めます。

### ④ 障害福祉人材の確保・育成・定着支援

障害福祉サービスの安定的な供給のために、福祉・介護ニーズに対応する人材を確保するとともに、障害者を支援する多様な担い手を育成・支援します。

### ⑤ 医療的ケアの充実

医療的ケアが必要な障害児（者）を支援するため、自宅等に看護師を派遣します。また、保健、医療、教育機関等との連携を強化し、医療的ケア児等コーディネーターによる切れ目のない支援を実施します。

### ⑥ 精神障害者の地域移行支援

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じてニーズや地域課題を把握した上で、重層的な連携による支援体制で精神障害者の地域生活を支援します。



目指す姿

●障害者が就労などの社会参加を通じて、生きがいをもって自分らしい暮らしを実現しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
障害者就労支援室登録者のうち一般就労した障害者数	43人	年30人

現状と課題

○令和4年度「台東区障害者実態調査」によると、今後希望する日中の過ごし方は、「仕事をしたい」と回答した人の割合が40.7%で最も高くなっています。区では、障害者就労支援室において、関係機関や企業と連携を図りながら、就労支援を行っています。引き続き、それぞれの希望に応じた働き方や働く場を選択でき、安心して働き続けられるよう、働く場の確保と職場定着支援に加えて、働く場における障害への理解の促進を図る必要があります。

○区内の就労継続支援B型事業所<sup>※</sup>の平均工賃月額、令和3年度は1万8,963円となり、令和2年度実績と比べると増加しました。区では、障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するほか、事業者からの受注の確保を支援するとともに、福祉作業所等に対して、中小企業診断士による経営コンサルティングやデザイナー等による自主製品の高付加価値化への支援等を実施しています。今後も、工賃向上に向けた支援と福祉的就労をしている障害者のより一層の就労意欲の促進を図っていく必要があります。

○区では、障害者の社会参加を促進するため、脳血管障害などの中途障害者の機能回復訓練や発達障害に特化したデイケア、文化活動などの教室や講習会を実施しています。また、作品展やワークショップの開催などにより、障害者の文化・芸術活動への参画を支援し、障害の理解促進に向けて取り組んでいます。さらに、東京2020パラリンピックの開催



をきっかけとした障害者スポーツへの関心が一時的なものとして終わらないよう、大会や体験会を実施し、障害者スポーツを通じた相互理解を図っています。

今後も、障害の有無によって分け隔てられることなく、生涯にわたって社会参加ができるよう、様々な機会を提供する必要があります。

## ■ 主な取り組み

### ① 自立に向けた就労支援の充実と事業者への理解促進

ハローワークなどの関係機関と連携しながら、一般就労に向けた支援を行います。また、職場定着に向けてきめ細かな支援を行うとともに、働く場への普及啓発を実施し理解促進を図ります。

### ② 福祉的就労をしている障害者への支援

区内の福祉作業所の製品などについて、販路拡大や高付加価値化の促進を図り、福祉的就労をしている障害者の工賃引き上げや就労意欲の向上を図ります。

### ③ 障害者の社会参加の促進

障害の程度に応じ、自主的・持続的に取り組むことができるメニューを提供し、機能の維持・改善を図ります。また、障害の有無にかかわらず様々な文化やスポーツなどに触れる機会をつくるとともに、デジタル化などの時代に即したプログラムを実施し、障害者の自立と社会参加を促進します。



目指す姿

●高齢者や障害者などの権利・尊厳が守られ、安心して暮らせる地域社会が実現しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
成年後見制度の内容を知っている人の割合 (高齢者・障害者)	高齢者 30.8% 障害者 23.9%	高齢者 80% 障害者 60%

現状と課題

○成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

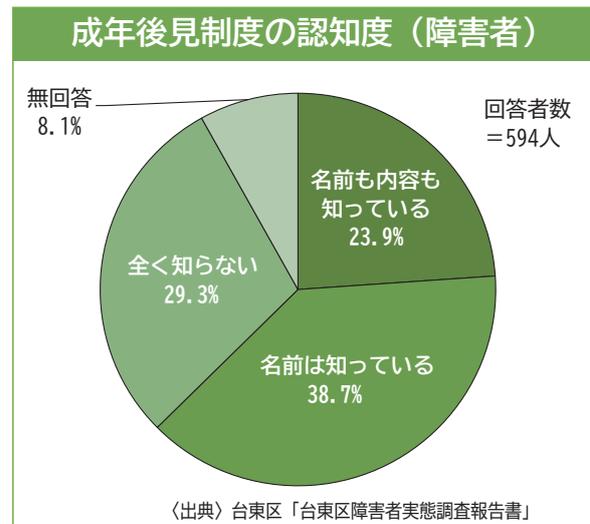
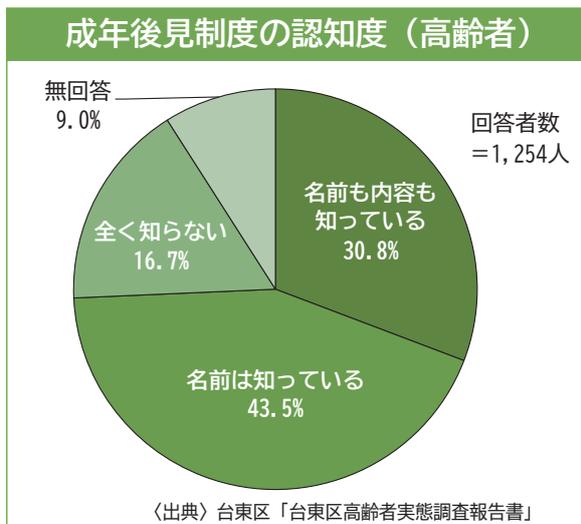
令和7年には団塊の世代のすべてが75歳以上となり、今後も認知症高齢者などの増加が予測されており、成年後見制度の利用を含む権利擁護のニーズの増加が見込まれます。

令和4年3月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、制度の利用を必要とする方が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものとなりました。

区では、台東区社会福祉協議会を推進機関と位置づけ、連携して成年後見制度の普及啓発を実施するとともに、申立者がいない場合の区長による申立や費用助成などにより制度利用を支援しています。また、成年後見制度の担い手となる市民後見人の育成を進めています。令和5年3月に策定した「台東区成年後見制度利用促進計画」に基づき、地域連携をさらに推進するとともに、成年後見制度の利用が必要な方への適切な支援と、制度理解など利用に向けた普及啓発を実施する必要があります。



○「高齢者虐待防止法」や「障害者虐待防止法」に基づき、区では、虐待の未然防止、虐待を受けた方の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行っています。また、専門的な知見に基づいた、区民や養介護施設従事者等への指導・助言により、虐待の未然・再発防止に取り組んでいます。高齢者や障害者の虐待の背景には、当事者を取り巻く複合的な要因があり、在宅や入所施設での虐待事例も増加傾向にあることから、その状況を正確に把握して対応する必要があります。



## 主な取り組み

### ①成年後見制度の普及啓発・利用支援

成年後見制度の普及啓発や利用支援の取り組みを実施するとともに、市民後見人の育成や活動支援などにより、成年後見制度の利用を支援します。

### ②中核機関を中心とした地域連携ネットワークの推進

地域の権利擁護の推進、成年後見制度の活用に向けて、台東区社会福祉協議会と連携して中核機関を設置します。また、区民が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークづくりを推進します。

### ③虐待防止対策の強化

医療機関や警察などの関係機関と緊密に連携しながら、高齢者・障害者などに対する虐待の防止や早期発見、早期対応の取り組みを実施するとともに、学識経験者等の専門的な知見により背景や要因、支援方法を明確にし、区民及び養介護施設従事者等への指導・助言を行います。また、セミナーや研修などを通じて、虐待防止に関する普及啓発を推進します。



目指す姿

●経済的に困窮している方に対する就労支援などの充実が図られ、自立生活を送ることができる方が増加しています。

施策の指標



現状と課題

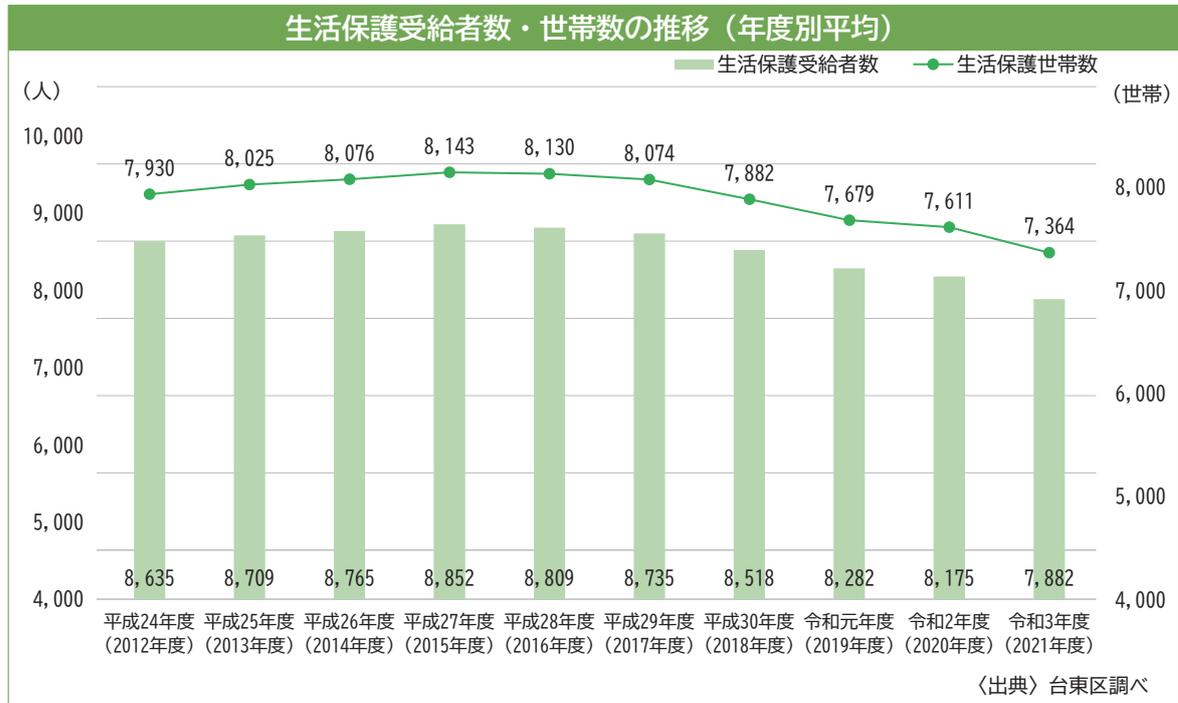
○台東区の生活保護受給世帯及び人数は、平成 28 年度から減少傾向で、令和 3 年度は約 7,400 世帯、約 7,900 人が受給しています。区では、生活保護受給者の自立に向けて就労支援を実施しており、引き続き、一人ひとりの課題や健康状態、本人の意向等を十分に把握して支援を行う必要があります。

○令和 2 年から続くコロナ禍は、休業やシフト減、雇い止め等による経済的な困窮をもたらし、国は経済支援策として、特例貸付や住居確保給付金等の措置等の対応を緊急的に実施しました。「生活困窮者自立支援法」が平成 27 年に施行され 7 年が経過し、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、社会情勢による物価上昇など、生活困窮者を取り巻く環境は刻一刻と変化しています。また、ネットカフェでの寝泊まりや、知人・友人宅への同居など、不安定な居住状態にある方、孤立の問題を抱える方など、可視化されにくいケースがあります。関係機関との連携により、個々の状況に応じて包括的に支援することに加え、生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行う等、確実に支援を届ける必要があります。

○区の路上生活者対策では、都区共同で自立支援センターを開設しています。また、路上生活者に対して、巡回相談や一時的に宿泊場所を提供して就労支援を実施する等、就労自立して安定した地域生活へ移行できるよう支援しています。特別区・台東区ともに路上生活者数は減少しており、令和 4 年 1 月の昼間調査では区内の路上生活者数は 33 人でした。



令和3年度「ホームレスの実態に関する全国調査」によると、特別区の路上生活者は路上生活期間が10年以上の割合が4割を超え、65歳以上の割合が6割を超えています。本区においても、路上生活期間の長期化や路上生活者の高齢化が問題となっており、困難化するケースに対応する必要があります。



## 主な取り組み

### ①生活保護受給者に対する就労支援の充実

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、就労を阻害する要因が少ない方については、就労準備から一般就労につなげ、生活保護からの自立を促進します。

### ②生活困窮者に対する自立に向けた支援の充実

専門相談員が幅広く相談を受けて、個々の状況に応じた支援プランの作成や、家計相談・就労相談などを通して生活に困窮している方の早期自立を促進するとともに、福祉や就労・教育などの相談窓口との連携を強化します。

### ③路上生活者の地域生活への移行に向けた支援の充実

一人ひとりの状況に応じた自立生活訓練などの実施により、地域生活への移行を円滑に行えるよう支援します。また、医師や看護師とともに巡回相談を実施し、路上生活期間の長期化、高齢化した路上生活者への取り組みを強化します。